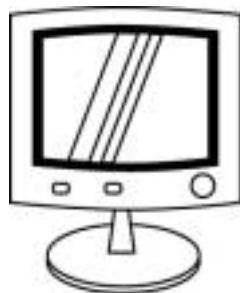


障がいのある方を対象とした NHK放送受信料の免除基準が変わります

10月1日から障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が次のとおり変わります。



【全額免除】

- 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合（級は問いません）
※従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象が拡大します
※生活状態の条件が「住民税非課税」に統一されます

【半額免除】

- 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合（級は問いません）
- 重度の障害者（身体障害者《1, 2級》、知的障害者《重度・最重度》、精神障害者《1級》）が世帯主の場合
※従来の「重度のし体不自由者」から対象が拡大します

手続き 該当となる方は、免除申請書を役場福祉課へご提出ください（申請書は福祉課にあります）

持ち物 印鑑、障害者手帳

- その他**
- ・受付は随時行っています。
 - ・免除の適用は提出月から（ただし、9月以前の場合も10月分から）となりますので、該当の方はお早めにお越しください。
 - ・10月分以降をすでにお支払いの方は、納めた分が戻ってきます。

◆問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎526573 有線57772
NHK大津放送局営業部 ☎077-521-3083

～見えてくる 日本の暮らし 住まいから～

10月1日に「住宅・土地統計調査」を実施します。
豊かな住生活を実現するための大切な調査です。
調査へのご協力をお願いします。

私たちの生活において、安全・快適・便利さなど住環境は大切なものです。住宅・土地統計調査では、敷居の段差解消や手すりの設置など‘人にやさしい住宅’の整備状況や、毎日の生活に欠かすことのできない医療機関・金融機関・公園までのご自宅からの距離などを調べます。調査の結果は、国や県、町の住生活基本計画や防災計画、高齢社会に伴うバリアフリー化の促進、耐震改修工事促進の助成制度など、住生活に関する行政施策のための大切な資料として利用されます。

当町では、調査対象として、36地区が指定されています。9月初旬から統計指導員・統計調査員が、指定された36地区を訪問し、各世帯をお訪ねしますので、ご協力をよろしくお願いします。

<記入内容の秘密は守られます>

調査票に記入していただいた内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは、法律で固く禁じられています。安心してご協力ください。



平成15年住宅・土地統計調査結果の概要

(件)

	住 宅 総 数									住宅以外で 人が居住す る 建 物
		居 住 世 帯 あ り				居 住 世 帯 な し				
		持ち家	借家	その他	空き家	建築中	その他			
滋賀県	504,100	436,200	318,500	112,800	4,900	68,000	63,800	1,400	2,800	1,100
日野町	8,000	6,550	5,830	660	10	1,450	1,370	20	60	30

総務省・滋賀県・日野町 (◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎526552 有線58963)